

タイトル

とち いえ ほうむきよく どうろく
土地や家をもったら 法務局で 登録してください

おや な ふどうさん とち いえ ほうむきよく どうろく
親などが亡くなって、不動産(土地や家)をもったら、法務局で登録し
ます。これを相続登記といいます。

ねん がつついたち かなら そうぞくとうき
2024年4月1日からは、必ず相続登記をしなければなりません。

ねん がつついたち まえ ふどうさん そうぞくとうき
2024年4月1日より前にもらった不動産も、相続登記してください。

そうぞくとうき ふどうさん ひ ねんい ない
相続登記は、不動産をもった日から3年以内にしてください。

とうきしんせい さいこう まんえん ばっきん はら
登記申請をしなかったら、最高10万円の罰金を払います。

ほうむきよく しんせい い か み
どの法務局に申請するか、以下のウェブサイトを見てください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/table/shikyokutou/all.html>

に ほ ん ご とし がいこくじんそうだんまどぐち そうだん
日本語がわからない時は、外国人相談窓口にご相談してください。

へいじつ
Tel: 082-241-5010 平日9:00-16:00

Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp